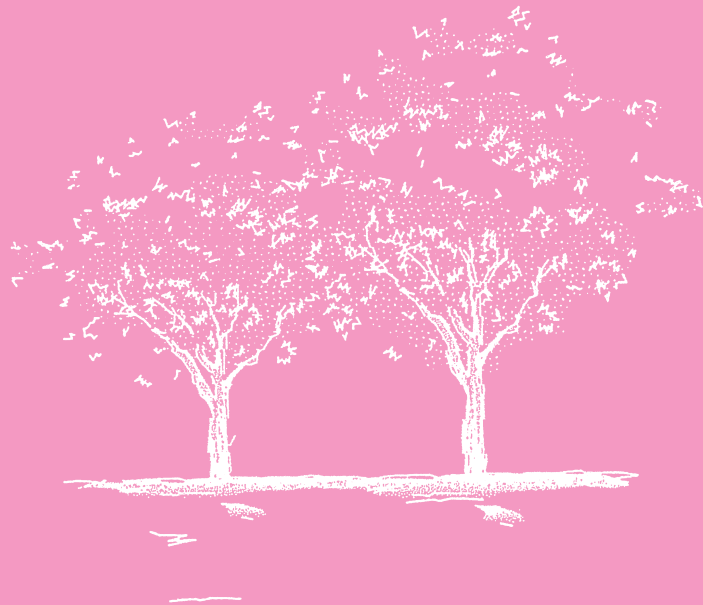


道歯・日歯・(株)道歯企画

各種共済保険制度・各種保険
のしおり



一般社団法人 北海道歯科医師会

〒060-8573 札幌市中央区北1条東9丁目11番地

電話 011 (231) 0945

F A X 011 (271) 7514

E-mail manager@doushi.net

U R L <http://www.doushi.net>

目 次

1. 道齒入院補償共済保険制度	1
2. 道齒災害共済保険制度	3
3. 日齒福祉共済保険制度	6
4. 日齒年金保険制度	8
5. 齒科医師国民年金基金制度	11
6. 小規模企業共済制度（院長退職金）	22
7. (株)道齒企画取扱各種保険	25
8. 斡旋融資制度	28

1. 道歯入院補償共済保険制度

正会員の相互扶助の理念に則し、会員の福祉共済を図ることを目的とし病気やケガで入院をした場合に入院補償共済保険金をお支払いする共済保険制度です。

* 加入資格

新しく会員になられる正会員（満60歳まで）が加入できます。

* 加入手続き

入会の手続きと同時に所定の申込書に保険料を添えて所属の郡市区歯科医師会に提出していただきます。

* 保険料

- ・年額21,000円
- ・徴収月 毎年4月の1回。
- ・満70歳となられた翌年度より免除となります。

* 保険契約の消滅

本会を退会した時、または1年間保険料を滞納した場合は失効します。

* 受給権の発生

加入した日から受給権が発生します。



■ 共済保険金の支払

* 保険金額

入院1日につき下記金額が支払われます。

60歳未満	18,000円
60歳以上	15,000円

* 給付日数と給付条件

- ・給付日数は年間60日です。
- ・免責期間はありません。1日の入院でも支払われます。
- ・加入時からの総支払日数が120日を超えた場合は保険金が半額になります。
- ・70歳まで支払われます。
 - *70歳までの総支払日数が60日に達していない方は、75歳までの間に60日に満たない日数分の給付が受けられます。

* 共済保険金請求手続き

- ・所定の給付申請書により、所属の郡市区歯科医師会を経て北海道歯科医師会に申請して下さい。

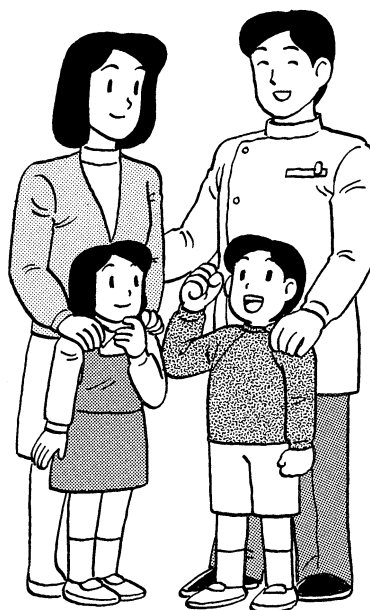
※税務上の取扱いについて

所得税法上の課税について	法人税法上の課税について
<p>(1)共済保険料（掛金）の税務処理 家事費</p>	<p>(1)共済保険料（掛金）の税務処理 医療法人としての加入は認められていないが、現実には当該法人が共済保険料を納付している場合には、役員個人に対する立替金（貸付金）若しくは給与の上積等の税務処理をする。</p>
<p>(2)共済保険金を受取った場合の税務処理 非課税</p>	<p>(2)共済保険金を受取った場合の税務処理 会員個人が受取るべき給付金として税務処理をする。</p>

(註)加入口数の特別措置

旧規則のもとで2口以上加入していた方については次の取扱いとなります。

- ・加入口数を継続することができます。
（共済保険料及び共済保険金についてはそれぞれ口数に応じて異なります）
- ・満60歳に達した方は翌年度より1口加入となります。



2. 道歯災害共済保険制度

正会員相互扶助の理念に則し、会員の福祉共済を図ることを目的とし会員が所有、又は借り受けている就業所、住宅が災害等にあったときに保険金をお支払いする共済保険制度です。

* 加入資格

新しく会員になられた正会員が加入できます。

* 加入手続き

入会の手続きと同時に所定の申込書に保険料を添えて所属の郡市区歯科医師会に提出していただきます。

* 保険料

・次のとおりです。(1物件につき年額6,000円)

開業医(就業所、自宅) 2物件	年額 12,000円
勤務医(自宅) 1物件	年額 6,000円

・徴収月 毎年5月の1回。

* 受給権の発生

加入した日から受給権が発生します。

* 保険契約の消滅

本会を退会した時、または1年間保険料を滞納した場合は失効します。

■ 共済保険金の支払

指定物件として届出された住宅及び就業所の建築物が、次ページに該当する被害にあった場合に共済保険金が給付されます。

- ・住宅と就業所が2物件同時契約の場合は、契約物件ごとに共済保険金が支払われます。
- ・指定物件を異動されたときは、すみやかに変更事項の届出をしてください。(指定物件以外は支払われません)

* 共済保険金請求手続き

所定の請求書に必要書類を添付して、所属の郡市区歯科医師会を経て北海道歯科医師会に請求してください。

* 共済保険金

- ・火災又は爆発等、航空機等からの落下物、自動車等の飛込みにより指定物件に損害を受けたときは以下の金額の範囲内で支払います。

被災割合	金額
10 % 程度	150万円以内
20 % 程度	300万円以内
30 % 程度	450万円以内
50 % 程度	750万円以内
70 % 程度	1,000万円以内
70 % 程度以上	1,500万円以内

- ・隣接建物火災消防のための放水により指定物件に損害を生じたときは、150万円以内で支払います。
- ・水害により指定物件に損害を生じた時は、以下の金額の範囲内で支払います。

被災割合	金額
床下浸水	100万円以内
床上浸水	150万円以内

ただし、床下浸水による給付は、ボイラー等の付帯施設設備に損害を生じた場合に限りません。

※税務上の取扱いについて

所得税法上の課税について	法人税法上の課税について
<p>(1)保険料（掛金）の税務処理</p> <p>ア. 就業所部分に相当する保険料 ……………必要経費</p> <p>イ. 住宅部分に相当する保険料 ……………家事費</p> <p>(2)保険金を受け取った場合の税務処理</p> <p>ア. 就業所部分に対する保険金 ……………資産損失（必要経費） の補てん金として計算</p> <p>イ. 住宅部分に対する保険金 ……………雑損控除計算上の補て ん金</p> <p>ウ. 上記ア. イの結果共済差益金が生 じた場合……………非課税</p>	<p>(1)保険料（掛金）の税務処理</p> <p>医療法人としての加入は認められてい ないが、現実には当該法人が共済保険 料を支払っている場合</p> <p>ア. 就業所部分に相当する保険料 ……………損金算入</p> <p>イ. 非就業所部分（自宅）に相当する 保険料 ………当該役員に対する立替 金（貸付金）若しくは 給与の上積等とする。</p> <p>(2)保険金を受け取った場合の税務処理</p> <p>ア. 上記アの就業所部分に対する保険 金……………当該法人の総益金（雑 益勘定）に算入</p> <p>イ. 上記イの非就業所部分（自宅）に 対する保険金 ………所有者個人の雑損控除 計算上の補てん金とし て計算</p> <p>ウ. 上記イの結果共済差益金が生じた 場合……………非課税</p>

3. 日歯福祉共済保険制度

会員が死亡した場合には遺族の方に**死亡共済保険金**を、また住宅あるいは就業所が全焼および全壊した方には被害見舞として**火災共済保険金・災害共済保険金**を、身体等の重度の障害により歯科医師免許を返納して退会した方には**障害退会共済保険金**を支払います。

* 加入資格

日本歯科医師会の会員で加入日現在60歳未満の方が加入できます。

* 加入手続き

日本歯科医師会への入会手続きと同時に加入申込書に保険料2カ月分（17,000円）を添えて、所属の郡市区歯科医師会に提出していただきます。

* 保険料

保険料は月額8,500円を毎月前納のかたちで納入していただきます。
本制度に35年以上在籍し、かつ満80歳以上の会員は、翌年度より保険料が免除となります。

* 保険契約の消滅

日本歯科医師会を退会したとき、または保険料を12カ月分滞納した場合は失効します。

* 保険の解約

加入後、いつでも将来に向けて解約できます。所定の解約申請書を提出していただきます。ただし、解約返戻金はありません。（保険料は返還されません）

* 保障内容

- ①死亡共済保険金 加入者が死亡したとき、死亡共済保険金受給権者に死亡共済保険金を給付します。死亡共済保険金額は、満年齢に基づく死亡時年齢により判定します。
- ②火災共済保険金 指定物件（就業所、自宅）が火災により全焼した場合、火災共済保険金を支払います。
災害共済保険金 指定物件（就業所、自宅）が災害により全壊もしくは流失した場合、災害共済保険金を支払います。
- ③障害退会共済保険金 加入者が公的年金に関連する法律（国民年金法等）、身体障害者福祉法及び労働者災害補償保険法により障害一級、二級及び三級に認定され、若しくは精保健及び精神障害者福祉に関する法律により障害一級、二級に認定され、歯科医師免許を返納し、日本歯科医師会を退会するとき、障害退会共済保険金を支払います。

※①死亡共済保険金、③障害退会共済保険金は、2018年度および2023年度に段階的に引き下げの予定です。

共済保険金

	年齢区分	保険金額
〈死亡・障害退会共済保険金〉	45歳未満	1,000万円
	45歳以上	800万円
	60歳以上	600万円
	80歳以上	400万円
〈火災・災害共済保険金〉	加入者全員 全焼、全壊、全流出	800万円



保険業法に基づき認可特定保険業の運営基準に準拠するため、2018年度より死亡共済保険金及び障害退会共済保険金は、保険金支払いの起因日の年齢に応じて減額する予定です。

	年齢区分	2018～2022年度 (予定)	2023年度以降 (予定)
〈死亡・障害退会〉	45歳未満	1,000万円	
	45歳以上	800万円	
	60歳以上	600万円	500万円
	80歳以上	300万円	200万円

また、死亡率の変化や大規模災害による災害共済保険金の給付により財政状況が悪化した際、必要に応じて財政状況を改善するため、早期に共済保険金額の見直しを行う可能性があります。

※税務上の取扱いについて

所轄の税務署と相談し、適切な方法で申告してください。

4. 日歯年金保険制度

会員の相互扶助を目的とし、歯科医師のゆたかな老後を守るためにつくられた独自の「**実績配当型年金制度**」です。歯科医師のライフサイクルにあったきめ細やかな内容の終身年金で、生涯にわたって年金給付が受けられます。

※運用実績によっては給付する年金の総額が払込保険料総額を下回ることがあります。

* **加入資格と加入日**

日本歯科医師会の会員で満55歳未満の方はどなたでも加入できます。加入日は毎月1日。

* **加入手続き**

申込用紙に必要事項をご記入の上、北海道歯科医師会にお申し込みください。

* **保険料**

月額1万円から10万円まで1万円単位で増減することができます。

保険料の増減は満60歳の誕生日の属する月の前月分までできます。

* **保険料の払込み期間**

満60歳の誕生日の属する月の前月まで払い込んでいただきます。

給付開始までの5年間は待期期間となります。

* **保障内容**

■ **終身年金**

給付年齢：加入者が**満65歳**に達したときに給付されます。

給付期間：**10年間の保証期間**付き終身年金です。

10年間の保証期間を超えて万一ご本人にご不幸があった場合、本人の死亡月の翌月から3カ月分の給付をもって終了します。

年金月額：受給開始年度は†**基準年金月額**とし、以降、毎年度の月額は、†**適用利率**に基づき毎年調整されます。

給付月：毎年4回1月、4月、7月、10月にそれぞれ前月までの分を給付します。

† **基準年金月額**

待期期間終了時の年金原資をベースに、年金受給中の利回りが年2.5%という前提のもと、算定されます。

† **適用利率**

運用実績をベースに毎年見直されます。

■年金遺族一時払金

年金の受給開始後、10年未満で万一ご本人にご不幸があった場合、10年を上限とした残りの期間分を現価計算し、ご遺族に一括で給付します。

■遺族一時金

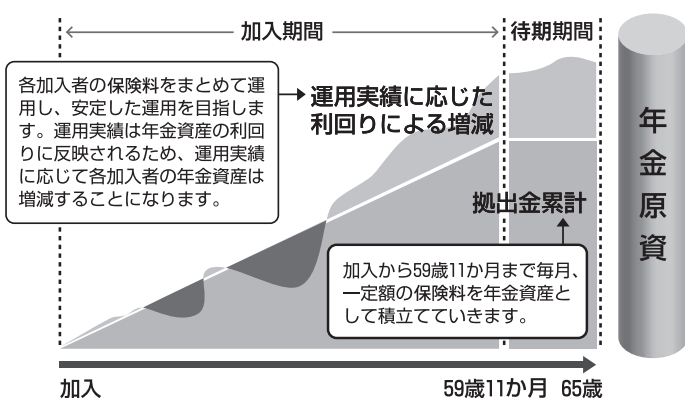
年金受給前に万一ご本人にご不幸があった場合でも、加入月から死亡月までの元利合計額を給付します。

■中途脱退一時金

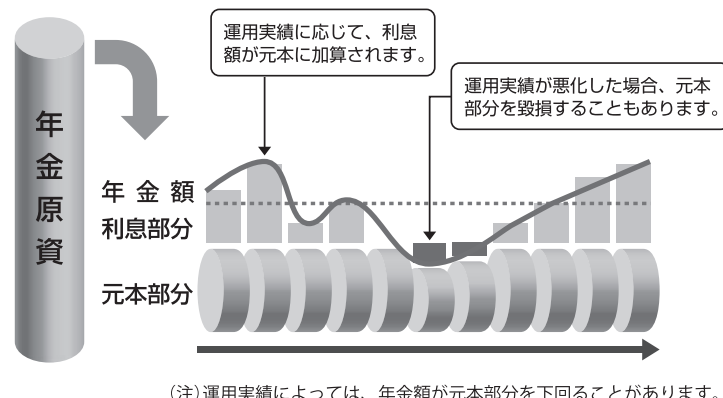
加入中及び待期中に契約を中途脱退（解約）する場合は、中途脱退一時金を給付します。中途脱退一時金額は、適用利率がプラスであった年度は適用利率の1/2を、マイナスであった年度は適用利率の2/2を付利して算出した元利合計額となります。

* 積立と給付のイメージ図

●実績配当による加入期間中の年金資産の積立イメージ図



●実績配当による年金受給中の年金給付額の変動イメージ図



給 付

加入者個々の年金原資をもとに基準年金月額を算定し給付開始初年度の年金月額とします。その後、毎年度の適用利率に基づき[†]年金月額改定をします。

[†]年金月額改定

年金月額改定時（7月給付）に前年度の適用利率が、基準年金月額算定の前提として用いた基準利率年2.5%を上回る場合には、その上回った分を翌年度以降の年金月額に上乘せします。

※税務上の取扱いについて

(1)保険料：生命保険料控除等の対象外です。

(2)年金を受取った場合の税務処理

種 類	内 容
終身年金	年金給付額から本人拠出相当分を控除した金額（利息相当分）が 雑所得 となります。 受給者には、毎年1月給付分のハガキ「年金ご送金のお知らせ」で前年1年分の雑所得額を通知いたします。
年金遺族一時払金	年金遺族一時払金の総額が 相続財産 となります。
遺族一時金	遺族一時金の総額が 相続財産 となります。
中途脱退一時金	中途脱退一時金の総額から本人拠出相当分を控除し、さらに一時所得の特別控除額（年間50万円）を控除した金額が 一時所得 となります。

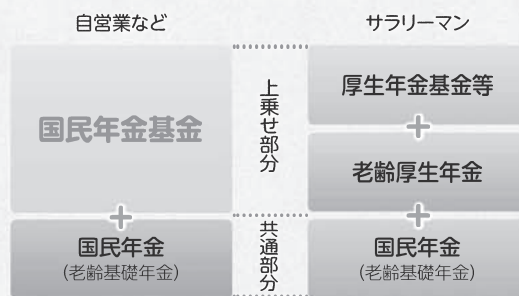
5. 歯科医師国民年金基金制度



長期化する老後の備えは万全ですか？ 歯科医師と従業員の老後にゆとりをプラス

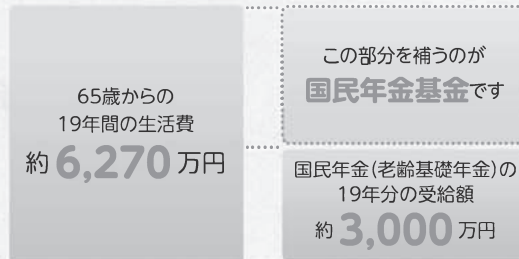
国民年金基金は公的な上乘せ年金

国民年金基金は国民年金法に基づく公的な年金です。自営業の方々(国民年金の第1号被保険者)とサラリーマンとの年金額の差を解消するため、厚生年金に相当する、いわゆる2階部分の年金として設立されました。



長期化する老後に備えて生活設計

老後に必要な生活費は、平成27年家計調査(総務省統計局)によれば高齢者夫婦の世帯の支出は、月額約27.5万円です。65歳から19年間(男性の平均余命)では約6,270万円の生活費が必要となります。一方で、その間に受け取れる国民年金は夫婦2人で満額約3,000万円であり、老後のゆとりをプラスするために、国民年金基金が重要となります。



歯科医師国民年金基金は職能型

国民年金基金には、職種別に設立される職能型国民年金基金と、各都道府県ごとに設立される地域型国民年金基金の2種類があります。

歯科医師国民年金基金は、職能型国民年金基金の第1号として、日本歯科医師会を母体とし、平成3年5月に設立されました。

早く加入するほど

おトク です!!

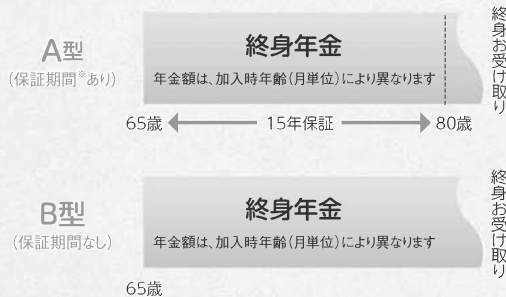
年齢が若いほど掛金が低く設定されており、加入期間中ずっと変わりません。同じ年金額なら、早く加入するほど負担は小さくなります。



年金を受け取るまで、受け取ってから それぞれにメリットがあります

1 終身年金が基本

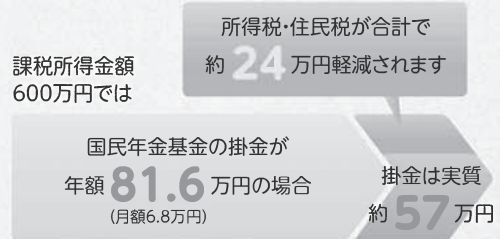
65歳から生涯受け取る終身年金(A型・B型)が基本ですので、長生きリスクに対応できます。



※保証期間内に死亡された場合は、遺族一時金が支給されます。

2 税制上の優遇措置

支払う掛金は全額が「社会保険料控除」の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。

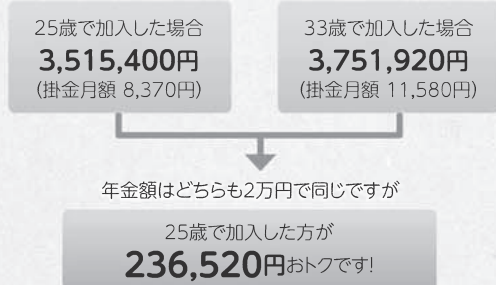


受け取る年金は、「公的年金等控除」の対象となります。年金の受給開始前や保証期間終了までに亡くなったとき、ご遺族が受け取る遺族一時金は「非課税」です。

3 年金額が確定、掛金額も一定

加入時に掛金額を設定した時点で将来の年金額が決まり、設定された年金額や掛金額は、口数を変更しない限り変わることはありません。年齢が若いほど掛金額が低く設定されており、早く加入するほどおトクです。

例 10目としてA型を選択した男性のケース
60歳までの掛金の払込総額は



掛金の払込期間は、ご加入月から59歳11月までです。なお、60歳以上でご加入された場合は、最長64歳11月までです。

4 自由なプラン設定

7種類の年金プランを組み合わせ、年金額や受取期間を自由に設定することができます。加入後も、口数単位で掛金を増やしたり、減らしたりすることが可能です。





年金を増やしなが、節税対策もできます

掛金は全額が控除対象

掛金は**全額**が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。
民間の個人年金が年額最高5万円までしか控除されないのに比べて断然おトクです。

年金の種類	控除額	
民間の個人年金	年額最高5万円まで	平成24年以降の契約は年額最高4万円まで
国民年金基金	掛金の全額が対象 年額81.6万円まで	

課税所得が**600万円**で掛金額を上限の月額**6.8万円**にすると

実質掛金月額は約**4.8万円**になります

老後の年金を増やしなが毎月約**2万円**、年間では約**24万円**の節税効果が見込めます

課税所得金額別の税率

課税所得金額	所得税率 (復興特別所得税率を含む)	住民税率	合計負担率
195万円以下	5.105%	10%	15.105%
330万円以下	10.21%		20.210%
695万円以下	20.42%		30.420%
900万円以下	23.483%		33.483%
1,800万円以下	33.693%		43.693%
4,000万円以下	40.84%		50.840%
4,000万円超	45.945%		55.945%

※この速算表には、定率減税等の暫定措置は含まれていません。また、軽減額は概算です。

※課税所得とは、所得から各種所得控除を差し引いた額です。

あなたの軽減額は…

基金掛金月額 円 × 12か月 × 税率 % = 軽減額(概算) 円

終身年金なら税制メリットも一生涯

受け取る年金は公的年金等*控除の対象になります。

また、万が一の場合に遺族の方が受け取る遺族一時金は、全額非課税です。

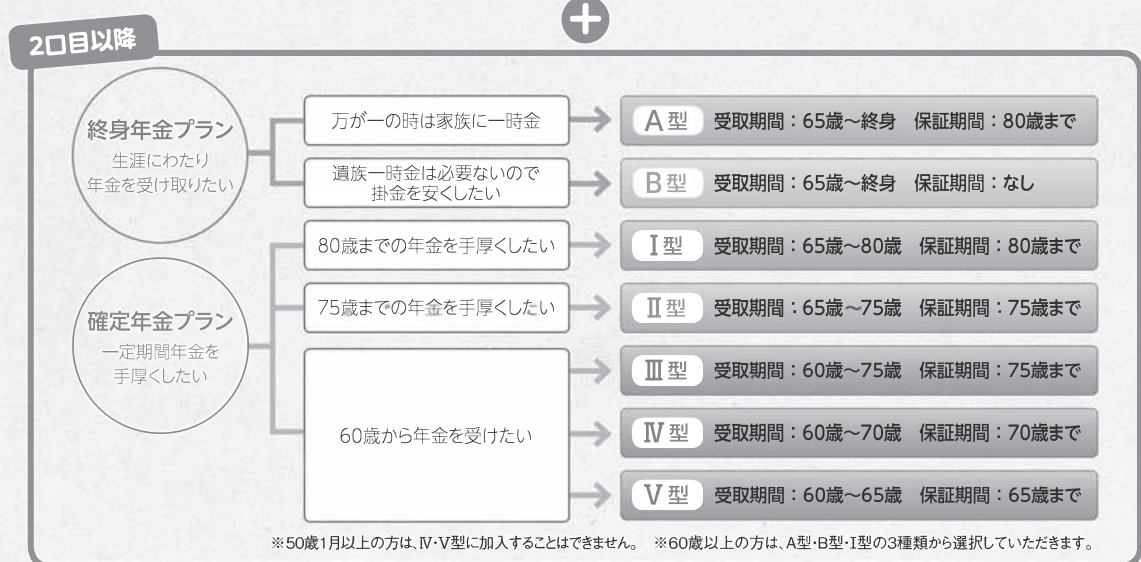
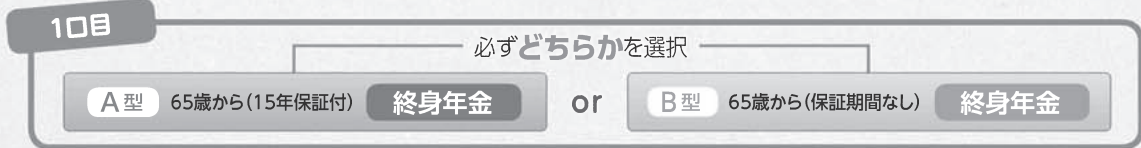
※民間の個人年金は公的年金等に含まれません。



終身年金と確定年金を組み合わせ 自分に最適な年金プランを作ることができます

加入のポイントは3つ

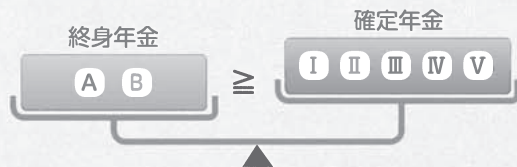
POINT 1 1口目は終身年金(A型またはB型を選択)に必ず加入してください。さらに2口目以降は7種類の年金プランから自由に選択してください。



POINT 2 1口目と2口目以降の掛金の合計は、月額68,000円が上限となります。個人型確定拠出年金に加入している場合は、その掛金と合わせて月額68,000円です。



POINT 3 全体の年金額の半分以上が終身年金(A型・B型)になるように年金プランを選択してください。



保証期間のある年金は、次のような場合に遺族一時金が支給されます

- 年金受給前に死亡された場合
加入時年齢、死亡時年齢、および死亡時までの掛金納付期間に応じた遺族一時金が支給されます。
- 年金受給中(保証期間中)に死亡された場合
残りの保証期間の年金を支給するための資産(年金原資)相当額が、遺族一時金として支給されます。

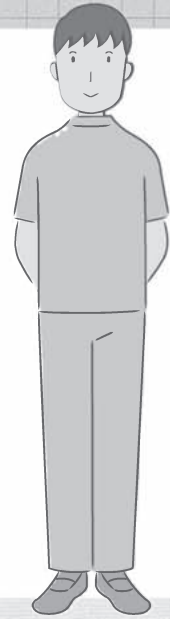
※遺族一時金の額は、払い込み掛金額を下回ることがあります。

※保証期間のないB型のみ加入し、年金受給前に死亡された場合、1万円の遺族一時金が支給されます。



36歳・男性の場合（課税所得500万円）

年金を月々10万円プラスしたい、平均寿命(80歳)までの保障を厚くしたい

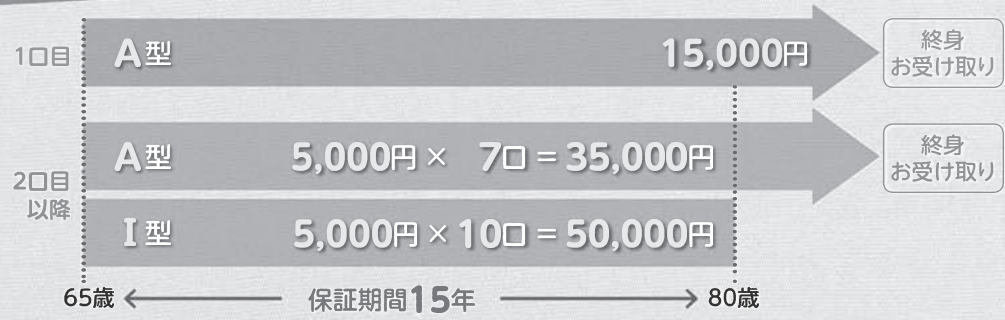


年金プランの作り方

- 1口目として、終身受け取りで保証期間のあるA型を選択
- 2口目以降は、1口目と同じく終身年金A型を7口
65歳から80歳までの15年間の受け取りで保証期間のあるI型を10口選択

2口目以降は口数単位で選択しますが、いつでも増口・減口することができます。

年金月額



80歳まではゆとりの月々**100,000円** 80歳からは生涯にわたって月々**50,000円**

※80歳までに亡くなった場合、80歳までの残りの期間に応じた一時金を遺族の方がお受け取りになります。
 ※誕生月以外に加入した場合、加入の翌月から次年齢に到達するまでの月数に応じた額が年金に加算されます。

掛金月額



節税効果

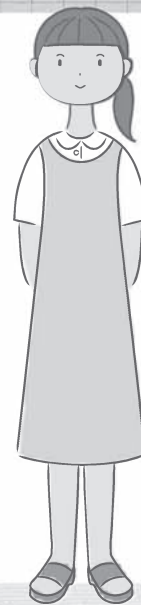
掛金月額**57,150円** × 12ヵ月 × 税率**30.42%** = 軽減額(概算)**208,620円/年**

[このケースでは年間約21万円の節税効果があり、毎月の掛金額は実質約4万円になります。]

モデルケース

34歳・女性の場合（課税所得300万円）

無理のない掛金から始めて、長生きリスクに備えたい

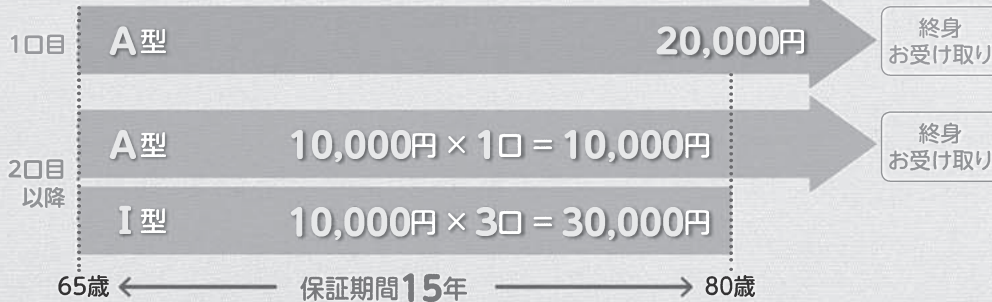


年金プランの作り方

- 1口目として、終身受け取りで保証期間のあるA型を選択
- 2口目以降は、1口目と同じく終身年金A型を1口
65歳から80歳までの15年間の受け取りで保証期間のあるI型を3口選択

2口目以降は口数単位で選択しますが、いつでも増口・減口することができます。

年金月額



80歳までは月々**60,000円** 80歳からは生涯にわたって月々**30,000円**

※80歳までに亡くなられた場合、80歳までの残りの期間に応じた一時金を遺族の方がお受け取りになります。
※誕生日以外に加入した場合、加入の翌月から次年齢に到達するまでの月数に応じた額が年金に加算されます。

掛金月額

1口目	A型	14,160円	計20,070円	掛金月額合計 34,230円
2口目以降	A型	7,080円 × 1口 = 7,080円		
	I型	4,330円 × 3口 = 12,990円		

節税効果

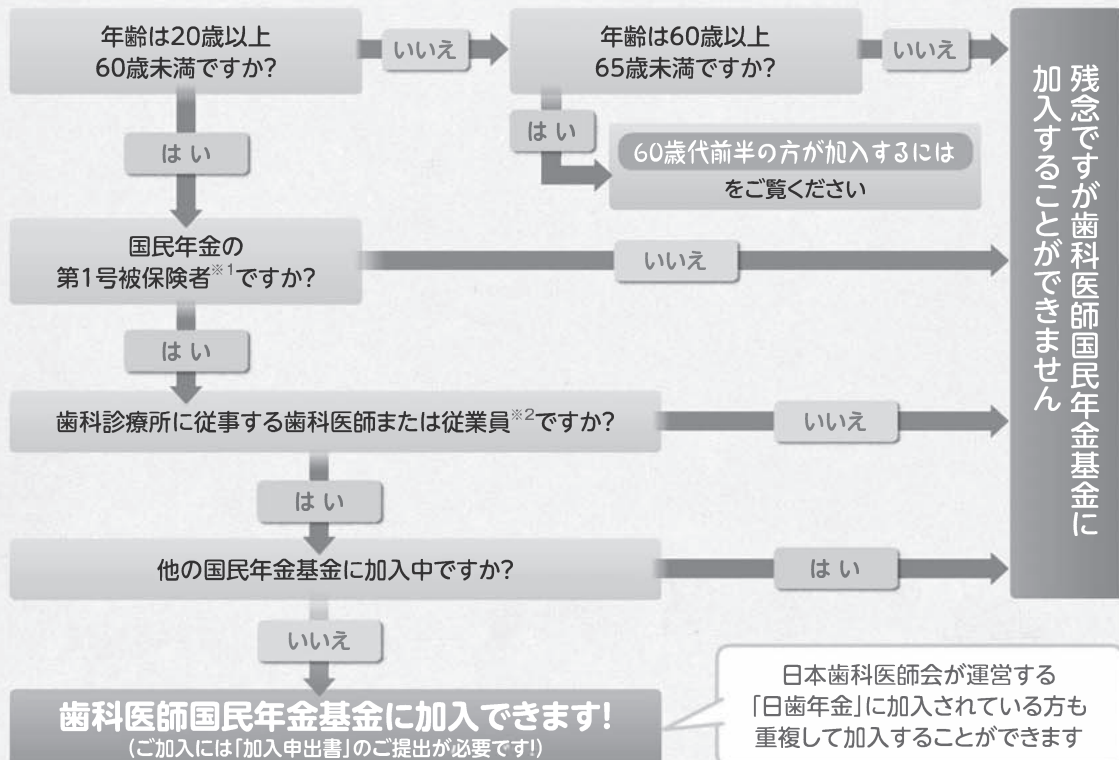
掛金月額**34,230円** × 12ヵ月 × 税率**20.21%** = 軽減額(概算)**83,014円/年**

[このケースでは年間約8万円の節税効果があり、毎月の掛金額は実質約2.8万円になります。]



条件を満たせば、家族や従業員 60歳代前半の方も加入できます

基金加入のフローチャート



※1：国民年金の保険料の納付が免除されている方は加入できません。
法定免除されていた方(障害基礎年金を受給される方等)でも、将来の年金を
確保するために国民年金保険料を納付される方は、加入することができます。

※2：歯科技工士の方は除きます。歯科技工士国民年金
基金に加入することができます。

60歳代前半の方が加入するには

60歳以降、基金に加入できるのは、国民年金の任意加入被保険
者*の方です。

*任意加入被保険者とは、右のいずれにも該当する方で、60歳以降国民年金
に任意に加入して保険料を納める方です。

※厚生年金や共済年金に加入中の方は任意加入できません。

- ①日本に住所のある方
- ②60歳～64歳の方
- ③老齢基礎年金を繰り上げて受給していない方
- ④納付月数が480月(40年)未満の方

60歳まで基金に加入していた方も、
60歳以降新たに基金に加入する方も、
「特定加入者」として新規の加入手
続きが必要となります。

「国民年金基金加入申出書」(特定
加入者用)、市区町村から交付される
「国民年金任意加入被保険者資格取
得申出受理通知書」の写しを基金に
ご提出して頂きます。

従業員の方が加入する場合はこれら
の書類の他、歯科医師より従事してい
ることを証明する「従事証明書」を発
行していただき、あわせて基金にご提
出していただけます。

任意加入して国民年金保険料を納めることで、老齢基礎年金を増やすことができます！



1 日本歯科医師会の会員でないと、歯科医師国民年金基金に加入できませんか？

日本歯科医師会の会員でなくても、次の要件を満たしている方であれば、加入することができます。

- ① 国民年金の第1号被保険者(20歳以上60歳未満)または国民年金の任意加入被保険者(60歳以上65歳未満)の方
- ② 歯科診療所に従事する歯科医師または従業者(歯科衛生士、歯科助手、事務等の方で歯科技工士の方は除きます。)の方
- ③ 地域型国民年金基金に加入していない方

※国民年金の第1号被保険者であっても、国民年金の保険料の納付が免除されている方は加入することはできません。(法定免除されている方で、国民年金の保険料を納付される方は加入することができます。⑥をご覧ください)

※歯科技工士の方は、「歯科技工士国民年金基金」に加入することができます。

2 歯科医師でない配偶者や子供も歯科医師国民年金基金に加入できますか？

歯科医師に加え、歯科診療所に従事する従業者の方も基金に加入できます。

歯科医師の先生より歯科診療所に従事していることの証明書を発行いただきます。

3 現地域型国民年金基金に加入していますが、歯科医師国民年金基金に移ることはできますか？

加入している国民年金基金を任意に脱退し、他の国民年金基金に移ることはできません。現在の地域型国民年金基金の加入をご継続ください。なお、地域型国民年金基金はその都道府県を離れた(引越した)場合は脱退することになります。その際は当基金への加入をご検討ください。

4 国民年金の任意加入被保険者とはどういう人ですか？

国民年金は、20歳から60歳までの40年間(480月)全期間加入することで、65歳から老齢基礎年金を満額受け取ることができますが、加入期間が480月に満たない場合、60歳以降も国民年金に任意に加入(任意加入被保険者)し、国民年金の保険料を納付することで、年金額を増額することができます。

従来、任意加入被保険者の方は国民年金基金への加入は認められておりませんでした。法律改正により平成25年4月以降、65歳未満の国民年金の任意加入被保険者の方は国民年金基金に加入できることになりました。

国民年金の任意加入手続きについては、市区町村の国民年金課または年金事務所等でご確認ください。

5 現在、国民年金基金に加入していますが、60歳以降も基金に加入できるとききましたか？

60歳以降も国民年金の任意加入被保険者として国民年金保険料を納付される場合は、国民年金基金に加入することができます。

ただし、「特定加入者」として新たにご加入の手続きが必要となり、掛金月額、年金額はその時点の利率で計算された額となります。

6 現在、障害年金を受給しており、国民年金保険料の納付が免除されていますが、国民年金基金に加入することはできますか？

平成26年4月から、障害のため国民年金保険料の納付が免除されていた方でも、将来の年金を確保するために保険料の納付が可能となりました。「国民年金保険料免除期間納付申出書」を年金事務所に提出し、国民年金保険料を納付する場合は国民年金基金に加入できることになりました。

7 途中で基金を脱退することはできますか？

国民年金基金への加入は任意ですが、一旦加入すると任意に脱退することはできません。歯科診療所を辞めた場合、厚生年金に加入することになった場合、扶養される配偶者になって国民年金の第3号被保険者になった場合、死亡した場合等基金の加入員資格を喪失した時は、脱退することになります。

なお、死亡以外の事由で脱退した場合、一時金で受け取ることはできません。将来、掛金を納付した状況に応じ年金として支給されます。

8

過去の国民年金の未納保険料を支払ったが、国民年金基金にも遡って加入できますか？

国民年金基金は、遡っての加入はできません。国民年金保険料は、過去5年間の未納保険料を納付(後納制度*)することが可能となりましたが、国民年金基金には適用されません。

*平成30年9月末までの時限措置

9

国民年金本体の保険料を納めなかった場合はどうなりますか？

国民年金基金は国民年金(基礎年金)の上乗せ年金制度ですので、国民年金の保険料を納めていない場合、その期間は基金に加入いただくことはできません。(すでに納付された国民年金基金の掛金がある場合は返金(還付)のうえ、年金額の計算の基礎から除外されることとなります。)

納め忘れのないよう、「国民年金保険料」と「国民年金基金掛金」を併せて引き落としを行う「納付委託」制度のご利用をお勧めいたします。

10

掛金はどのような方法で納めるのですか？

ご指定いただいた金融機関口座からの自動引き落とし(口座振替)により納付いただけます。(クレジットカード、いわゆるネット銀行口座からの引落しは対象外です。)

毎月の掛金は、原則、翌々月1日(例えば5月分の掛金は7月1日)に引き落としさせていただきます。(第1回目の引き落としは、加入受付日によって翌々月とならない場合があります。)

11

掛金をまとめて払うことはできますか？

毎月納付のほかに、4月から翌年3月までの1年分を一括して納める「1年前納」制度があります。

1年前納の場合の掛金は割引となります。(割引率は毎年見直されます。)

割引は適用されませんが、翌年3月分までの掛金をまとめて「一括納付」することもできます。

12

現在、国民年金の「付加保険料」を納めていますがどうなりますか？

基金は付加年金を代行していますので、従来月額400円の付加保険料を納めていた方は、基金に加入すると付加保険料を納められなくなります。(手続きは基金で行います。なお、既に付加保険料を納めた期間については、将来付加年金が基礎年金とともに支給されます。)

13

受け取る年金額は変わることがありますか？

国民年金基金の年金は、加入時に設定された年金額が変わらない確定給付型です。国民年金や厚生年金と違い、将来の物価の変動によっても決められた年金額が変わることはありません。

14

年金は何歳から受け取れますか？

1口目の年金の受給開始は65歳です。2口目以降の年金は、65歳に加え60歳からお受け取りいただけるプランもあります。(60歳以降加入される方の2口目以降の年金は65歳からのお受け取りとなります。)

15

仮に国民年金の受給年齢が引き上げられた場合、国民年金基金の受給開始年齢も変更されるのでしょうか？

国民年金基金は、公的年金とは運営主体、財政方式等が異なっており、仮に国民年金の受給開始年齢が変更されることがあったとしても、それに伴い国民年金基金の受給開始年齢が変わることはありません。

16

月々の掛金に限度額はありますか？

月々の掛金額は68,000円が限度額となっております。ただし、個人型確定拠出年金にも加入している場合は、その掛金と合わせて月額68,000円です。

なお、国民年金の保険料を免除(一部免除・学生納付特例・若年者納付猶予を含みます。)されていた方が免除期間分の保険料を全て追納した場合は、追納した期間に相当する期間(ただし、最高5年間までです。)、掛金の上限が月額102,000円になる特例があります。



掛金額を変更することはできますか？

掛金は口数制となっていますので、いつでもその口数を増減することによって、掛金額を変更することができます。ただし、1口目の掛金については変更することはできません。また、増やした口数(増口)の掛金は、その増口時点の年齢に応じた額が適用されます。



掛金の納付が一時的に困難になった場合はどうしたら良いですか？

2口目以降の口数を減らす(減口)ことができます。(1口目は減口することはできません。)やむを得ず掛金の納付を一時中断する場合、掛金の未納期間については、年金額の計算の基礎から除外(減額)されることとなりますが、後日、納付することも可能です。(ただし、納付できる期間は納期限から2年間に限られます。)

また、基金は国民年金の付加年金を代行していますので、基金の掛金の払い込みを中断している期間に、付加年金のみを納付することはできません。



国民年金基金は、死亡した場合には掛け捨てになってしまい不利だと聞きましたが、本当ですか？

国民年金基金には、B型を除いて、保証期間がついており、保証期間経過前の死亡の場合には、一定の条件を満たした遺族に一時金が支給されます。

①保証期間がある型(A型・I型・II型・III型・IV型・V型)の場合

年金受取前に死亡された時は、掛金の納付期間に応じて所定の遺族一時金が遺族の方に支払われます。また、年金受取開始後に死亡された時は、残りの保証期間に応じた所定の遺族一時金が支払われます。

②保証期間がない型(B型)の場合

ご遺族へのお支払いはありません。ただし、年金受取前に死亡された時は1万円の遺族一時金が支払われます。(保証期間がある型に比べ、その分掛金が安くなっています。)

遺族一時金を受けることのできる遺族の範囲・順序は、死亡した方と生計を同じくしていた、1.配偶者、2.子、3.父母、4.孫、5.祖父母、6.兄弟姉妹となります。(なお、未支給の年金を受けることのできるご遺族は、上記に加え、生計を同じくしていた3親等内の親族(甥、姪、子の配偶者等)も含まれます。)

同順位者が複数いらっしゃる場合、その内の1人が行った請求は全員のために行ったとみなされます。



歯科診療所を法人化したり、勤務先が変わって厚生年金に加入することになった場合にも基金に継続して加入できますか？

国民年金基金は国民年金(基礎年金)の上乗せ年金制度ですので、厚生年金や共済組合に加入されたり、厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養される(国民年金第3号被保険者)ことになった場合には、加入員の資格を喪失し、基金を脱退することとなります。

今まで納付いただいた掛金については、納付状況に応じ将来年金としてお受け取りいただけます。(一時金でのお受取りはできません。)

基金を脱退したのちに、再度国民年金第1号被保険者になられた場合は、基金に再加入することができます。その場合、以前の加入期間分と併せて年金をお受け取りいただけます。



厚生年金に加入している配偶者の被扶養者となった場合にも基金に継続して加入できますか？

20のとおりです。



基金に加入していますが、別の歯科診療所に勤務することになりました。基金に継続して加入できますか？

引き続き歯科診療所に従事される場合で加入要件(**1** をご覧ください。)を満たしている場合は、当基金に継続してご加入いただけます。なお、従業員の方は、基金所定の「従事証明書」を歯科医師の先生から発行していただき、基金にご提出ください。



掛金額、受取り年金額、税額軽減見込額を教えてください

基本情報(生年月日・性別等)をお知らせください。試算書(基金マイプラン)を作成お送りします。

お電話(0120-155-950)いただくか、ホームページの資料請求フォームから請求してください。

ご希望の掛金額に応じた将来の年金見込額や、所得税の軽減見込額、万が一の場合の遺族一時金額等がわかる「マイプラン」をお作りします。

おすすめプランがひと目でわかる

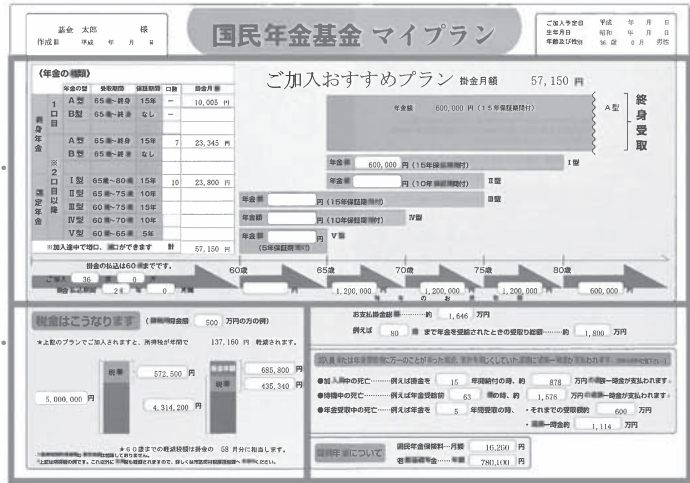
どの型の年金に何口加入し、何歳からいくら年金を受取るのか、あなたに最適なプランをご提案します。

節税効果がひと目でわかる

おすすめプランでご加入された場合、所得税が年間どれだけ軽減されるかわかります。

どれだけおトクかひと目でわかる

掛金支払い総額と年金受取り総額、さらに万が一のときの遺族一時金の額がわかります。



資料請求・ご相談・お問い合わせはお気軽に今すぐこちらへ!

FAXの場合

下記にご連絡先等をご記入ください

03-3262-9298

24時間受け付けています

お名前	フリガナ		
生年月日	昭和	平成	年 月 日
性別	男・女		
ご住所	〒 TEL		
メール	@		
ご職業	歯科医師 ・ 歯科衛生士 ・ 歯科助手 ・ 事務ほか		

お電話の場合

0120-155-950

平日<月~金> 9:30~17:30

当基金に対して資料請求された方の個人情報、加入(または増口)のご案内、マイプランの作成、各種資料の発送のため利用いたします。また、当基金が加入勧奨業務を委託している次の信託銀行へ提供し、当基金の加入(または増口)のご案内をさせていただくことがあります。(三井住友信託銀行・みずほ信託銀行)

歯科医師国民年金基金

〒102-0076 東京都千代田区五番町12-11 泉館五番町ビル2F

<http://www.npfunddent.or.jp>

歯科医師国民年金基金 検索

このパンフレットに記載されている内容は平成28年4月時点のものであり、今後変更することがあります。ご不明な点や詳細については、歯科医師国民年金基金までお問い合わせください。

北海道歯科医師会

6. 小規模企業共済制度

(院長退職金)

「小規模企業共済制度」は、個人事業主が将来事業を廃止した場合や第一線を退いた時などに備え、その後の生活の安定のために資金をあらかじめ積み立てておく共済制度で、いわば「事業主の退職金制度」といえるものです。

税制面でも優遇された制度となっております。

(北海道歯科医師会経由でご加入いただきますと、加入及び共済金請求手続等は北海道歯科医師会が行います。また、中小企業基盤整備機構より加入促進手数料が入りますので、それを各郡市区歯科医師会に還元して会の運営に役立たせていただいております)

制度の特色

* 掛金は全額所得控除

掛金は、税法上全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税所得から控除できます。

* 共済金は退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱い

税法上、一時払い共済金については退職所得、分割共済金については公的年金等の雑所得として取り扱われます。

* 貸付制度

加入者(一定の資格者)の方は、納付した掛金の範囲内で事業資金の貸付け(一般貸付け・傷病災害時貸付け・創業転業時貸付け・新規事業展開等貸付け・福祉対応貸付け・緊急経営安定貸付け)が受けられます。

加入と給付

(1)加入できる方

- ・常勤の従業員が5人以下の医院を経営している院長。
- ・小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者(個人事業主1人につき2人まで)
※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で次の①②をともに満たす方となります。
①「事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している」
②「事業の執行に対する報酬を受けている」
(医療法人の場合は加入できません)

(2)掛金月額

掛金月額は、1,000円から70,000円までの範囲内で(500円単位で)選択できます。
(掛金は預金口座からの振替となります)

(3)共済金等の支払

加入者に生じた共済事由により共済金A、共済金B、解約手当金のいずれかが支払われます。

共済事由

共済金A

- 歯科医業の廃止
(事業主の死亡も含む)
- 子への事業譲渡

共済金B

- 老齢給付
・65歳以上で180カ月以上掛金を納付した場合は、受給権があります。

解約手当金

■任意解約

■12カ月以上の掛金の滞納

- ・医療法人になった場合は、すみやかに共済金の請求を行って下さい。
共済金A事由（歯科医業の廃止）手続をいたします。
- ・共済金A及び共済金Bについては、「一時払」、「分割払」、「一時払と分割払の併用」（但し、死亡の場合は、「一時払」のみとなります。）のいずれか一つの方法により、また解約手当金については、一時払で支払われます。

* 「分割払」

分割払を選択できる加入者は、共済金の支払額が300万円以上で共済事由が生じた日に満60才以上である方です。

共済金は、10年間又は15年間（加入者の選択による）にわたって年4回2月、5月、8月及び11月に支払われます。

※ 「一時払と分割払の併用」

一時払と分割払の併用を選択できる加入者は、分割で受け取る共済金の額が300万円以上で、かつ、一括で受け取る共済金の額が30万円以上である方です。

基本共済金等（一時払い）の額

掛金月額が10,000円の場合

例えば、掛金月額を30,000円として試算するときは、下表の金額を3倍にしてください。

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	解約手当金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	●掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%～120%相当額がお受け取りいただけます。 掛金納付月数が、240か月(20年)未満の場合は、掛金合計額を下回ります。
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	
税法上の取扱い		退職所得扱い		一時所得扱い

※1 共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。

※2 A・Bの額は源泉徴収前の共済金等の額です。したがって、掛金月額および契約期間によっては、手取額が掛金合計額を下回る場合があります。

※3 解約手当金の税法上の取扱いについて、任意解約で受取時65歳以上の場合、共同経営者の退任による解約で退任時65歳以上、および法人成りによる事由の場合、退職所得扱いとなります。

*** 共済金の全部又は一部を分割で受取る場合**

分割受取り例	10年分割 (40回)		15年分割 (60回)	
	3 か月ごとに	受取総額	3 か月ごとに	受取総額
○ 掛金月額 3 万円				
○ 掛金納付年数15年				
○ 共済金 A (前頁参照)				
○ 一括受取り額 6,033,000円 (= 2,011,000円の3倍)				
3,000,000円	78,900円	3,156,000円	54,000円	3,240,000円
6,033,000円	158,668円	6,346,720円	108,594円	6,515,640円
10,000,000円	263,000円	10,520,000円	180,000円	10,800,000円
税法上の取扱い	公的年金等の雑所得扱い			

※1 共済金の分割受取り額については、源泉徴収前の金額を掲載しています。

*** 税法上の取扱いについて**

(1) 掛金は全額所得控除されます。



(2) 共済金等を受け取る場合の税務上の取扱い

種 類	内 容
一時払共済金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時払いの共済金 A 及び B (死亡共済金を除く) は、税法上退職所得扱いとなります。 ・ 解約手当金、65歳以上の者の任意解約のみ退職所得、それ以外は一時所得扱いとなります。 ・ 死亡共済金は、税法上相続財産となります。
分割共済金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分割共済金は税法上、公的年金等の雑所得の取扱いとなります。(整備機構では、3 か月ごとの支払いの際、所定の所得税額を源泉徴収します) ・ 繰上げ支給される分割共済金は、退職所得扱いとなります。(死亡の場合は相続財産となります)

7. (株)道歯企画取扱各種保険

(株)道歯企画は、北海道歯科医師会及び各郡市区歯科医師会の出資で設立された株式会社です。特に、生命保険・損害保険などは団体及び集団で取扱っておりますので、割安でご加入いただけます。

なお、当社の目的は会員のメリットになることを考え、その上で収益の出たものを、北海道歯科医師会及び各郡市区歯科医師会に還元し、会の運営に貢献することです。

取扱保険会社と保険の種類は次の通りです。

生命保険の取扱会社

日本生命・第一生命・明治安田生命・住友生命・損保ジャパン日本興亜ひまわり生命
アメリカンファミリー・メットライフ生命・ジブラルタ生命

*生命保険の種類

①グループ保険

保険金額最高、65才までは普通死亡4,000万円、66才以上70才までは普通死亡1,000万円になります。

又、配偶者とお子様も一定の条件で加入出来ます。

本人・配偶者とも新規加入は50歳までです。

②終身保険……………定期的な資金づくりと一生にわたる保障をご希望される方へ

③定期保険……………割安な保険料でより大きな保障をご希望される方へ

④ガン保険……………万一ガンにかかったとき、安心して治療に専念したいとお考えの方へ

⑤収入補償保険……………万が一の時の家族の保障のために

⑥医療保険……………入院・手術費用をしっかりと保障するために

◎団体扱いにしますと個々で加入されるより毎月の保険料は
2%～4%程度お安くなります。

損害保険の取扱会社

損害保険ジャパン日本興亜・東京海上日動火災保険

* 損害保険の種類

① 医師賠償責任保険（団体割引20%適用）

- ・医療事故によって患者に与えた身体、財物の損害を支払います。又、診療所の建物や設備の欠陥、使用管理ミスにより患者に与えた身体、財物の損害を支払います。

内容は

- ・保険金額は100型対人1事故10,000万円、対人1年間30,000万円、対物1事故1,000万円です。

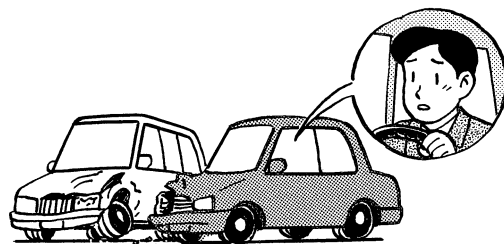
② 新型所得補償保険（団体割引30%適用）

- ・先生方が不慮の傷害事故や病気に見舞われた場合、休業中の喪失所得を月々補償し、個人の生活の安定を図ります。
- ・担保範囲は業務中から旅行、レジャーまで、また国内、外を問わず補償の対象となります。
- ・1口＝月額10万円で30口まで加入出来ます。
- ・補償額は平均月間所得額に対し、個人事業主は85%以下・給与所得者は50%以下の範囲内が基準となります。
- ・ガン補償も付保出来ます。
- ・長期で補償する所得補償ロングプランもございます。

③ 自動車保険（集団扱5%引）

- ・自動車事故で他人を死傷させたり、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金を支払います。
- ・この自動車保険の主な補償内容は下記の通りとなっております。

- 1) 対人賠償保険
- 2) 対物賠償保険
- 3) 人身傷害補償保険
- 4) 搭乗者傷害保険
- 5) 車両保険



- ・この保険は対人、対物賠償事故の時、専門知識をもった担当社員又は弁護士が、被保険者が行なう被害者との示談交渉を契約者にかわってすすめます。

④ 医療施設内包括機械保険

- ・医療施設内の機械設備に電氣的事故、機械的事故、破損などのあらゆる偶然な事故による損害を担保し、事故が発生した場合、一事故50,000円か100,000円を負担して頂き、残りは保険金額を限度に修理費等を実費でお支払い致します。

⑤ 火災保険（住宅総合保険、店舗総合保険）

- ・住宅及び診療所の建物、家財、診療用什器備品などが次に掲げる事故にあわれた場合保険金をお支払いします。
 - 火災、落雷、爆発、破裂による損害
 - 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突による損害
 - 騒じょう、集団行動、労働争議にともなう暴力行為、もしくは破壊行為による損害

⑥ 団体傷害総合保険（随時加入）（団体割引30%適用）

- ・家庭内、職場内、通勤途上、旅行中など日常生活において、急激かつ偶然な外来の事故によって、その身体に被った傷害に対して保険金を支払います。

⑦ 個人情報漏えい保険（団体割引20%適用）

- ・個人情報漏えいしたことにより起因して、歯科医師が保険期間中に損害賠償請求を日本国内において提起され、法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害（損害賠償金や弁護士費用等の支払い）や、各種費用損害に対して保険金をてん補限度額の範囲内でお支払い致します。

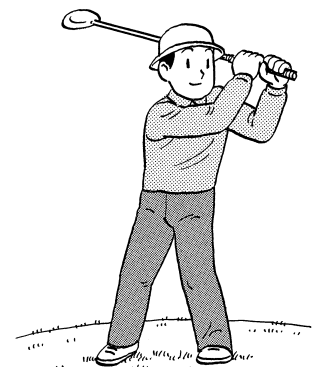
⑧ 新団体医療保険（団体割引30%適用）

特長

- ・病気、ケガの入院補償。手術費用の他、先進医療費用付帯。
- ・1日だけの入院もお支払いの対象になります。
- ・通算支払限度日数は1,000日

⑨ ホールインワン付ゴルファー保険（随時加入）（団体割引20%適用）

- ・日本国内のゴルフ場においてゴルフ競技中にホールインワンを行なった場合に慣習として負担する費用をお支払いします。
ただし、保険金額を限度とします。
- ・その他偶然な事故によって他人の身体や財物の損害を担保する賠償責任保険や、被保険者が所有するゴルフ用品（被服類を含みます）が盗難にあったとき、又はクラブが折損、曲損したときに担保するゴルフ用品保険がセットになっております。



8. 斡 旋 融 資 制 度

*日歯青色ローン

区 分	短 期	長 期	
使 途	納 税 資 金 等	設 備 資 金 ・ 入 学 金 等	
融 資 限 度	500 万 円 以 内	2,500 万 円 以 内	5,000 万 円 以 内
返 済 期 間	2 年 以 内	15 年 以 内	
利 率	(金融情勢により変更あり、長期プライムレートが基準) 年2.1%程度		
担 保	不 要	不 動 産 又 は 有 価 証 券	
保 証 人	1 名 必 要	1 名 必 要 (配 偶 者 で も 可)	
返 済 方 法	元 利 均 等 返 済 (6 カ月以内の 措置ができる)	元 利 均 等 返 済 (1 年以内の措置ができる)	
取 扱 銀 行	都市銀行・地方銀行等 (信金・信組は不可)		
備 考	①銀行取引約定書 ②保証書 ③金銭消費貸借契約証書 ④印鑑証明書 ⑤斡旋融資申込書 ⑥借入申込書 ⑦確定申告書写 ⑧保証人明細		

*北海道歯科医師会会員融資

区 分	運 転 資 金	設 備 資 金
使 途	医 療 業 務 の 運 転 資 金	医 療 施 設 の 改 良 ・ 設 備 資 金
融 資 限 度	診 療 報 酬 の 平 均 月 額 2 倍 以 内 且 つ 500 万 円 以 内	5,000 万 円 以 内
返 済 期 間	2 年 以 内	10 年 以 内
利 率	(短期プライムレートが基準) 年2.1%程度	(長期プライムレートが基準) 年2.4%程度
担 保	不 要、但 し 他 に 無 担 保 借 入 が あ る 場 合 は 合 算 500 万 円	不 動 産 又 は 有 価 証 券
保 証 人	法 定 相 続 人 1 名 の 連 帯 保 証 人	左 に 同 じ、必 要 に 応 じ 2 名
償 還 方 法	元 利 均 等 返 済	元 利 均 等 返 済
取 扱 銀 行	北 海 道 銀 行 ・ 北 洋 銀 行	
備 考	①銀行取引約定書 ②保証書 ③金銭消費貸借契約証書 ④印鑑証明書 ⑤斡旋融資申込書 ⑥借入申込書 ⑦確定申告書写 ⑧保証人明細 ★社保又は国保診療報酬を融資申込み銀行の預金口座に振込	

初 版 平成10年12月
第7版 平成29年4月（一部改正）

各種共済制度・各種保険のしおり

発行者 一般社団法人 北海道歯科医師会